

問題 19

遺言書を書こうと思っているのですが、妻と子供にどのように財産を配分すれば相続税が一番安くなるのでしょうか？ 相続財産は3億円ほどです。

今年で75歳になるDさん、昨日のセミナーで遺言書を書いていないと大変なことになると講師の弁護士におど脅されました。

ボケてからではまずいと思い、重い腰を上げたのですが、ハタと気付きました。確か以前のセミナーで、ある税理士が「配偶者の場合 1億6,000万円が法定相続分である1/2のいずれか多い額までは相続税がかからない」と言っていたのを思い出したのです。

でも、妻がたくさん相続してすぐに私の後を追って亡くなれば、また、その時に相続税がかかってしまう。

意外とこの計算は難しそうです。どうぞチャレンジしてください。

答

相続税が一番安くなる配偶者の相続割合は
約40% です。

<解説>

配偶者の場合、1億6,000万円が法定相続分である1/2のいずれか多い額までは、相続税が一切かかりません。

これを「**配偶者の税額軽減**」と言います。したがって、財産が100億円あった場合、配偶者が50億円を相続しても、配偶者は無税です。

ただし、この配偶者が亡くなった場合の2次相続で、また相続税がかかるのです。

税金はいつまでも、しつこく追ってきます。

それでは一体どのような配分をすれば税金が安くなるのでしょうか？ 次ページの表をご覧ください。

この表は配偶者の相続分を0%から100%まで5%キザミで変更させた場合の相続税を一覧表示したものです。

「1次」とはご主人が亡くなった場合であり、「2次」とは配偶者が亡くなった場合です。



1次

2次

これを見ますと、配偶者の相続割合が40%のとき相続税が最も安くなっているのが分かります。

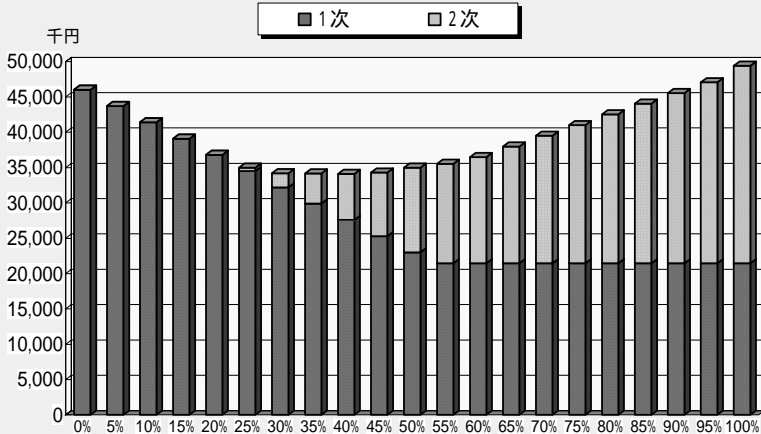
配偶者の相続割合別税額比較表

相続人..... 配偶者、子供2人
 本人の財産..... 300,000千円
 配偶者の財産..... 無し
 2次相続発生年次..... 1次相続後1年以内

(単位：千円)

配偶者の相続分		相 続 税 額				
割合	相 続 財 産	1 次			2 次	合 計
		配偶者	子 供	合 計		
0 %	0	0	46,000	46,000	0	46,000
5 %	15,000	0	43,700	43,700	0	43,700
10 %	30,000	0	41,400	41,400	0	41,400
15 %	45,000	0	39,100	39,100	0	39,100
20 %	60,000	0	36,800	36,800	0	36,800
25 %	75,000	0	34,500	34,500	500	35,000
30 %	90,000	0	32,200	32,200	2,000	34,200
35 %	105,000	0	29,900	29,900	4,250	34,150
40 %	120,000	0	27,600	27,600	6,500	34,100
45 %	135,000	0	25,300	25,300	9,000	34,300
50 %	150,000	0	23,000	23,000	12,000	35,000
55 %	165,000	767	20,700	21,467	14,080	35,547
60 %	180,000	3,067	18,400	21,467	15,013	36,480
65 %	195,000	5,367	16,100	21,467	16,523	37,990
70 %	210,000	7,667	13,800	21,467	18,033	39,500
75 %	225,000	9,967	11,500	21,467	19,543	41,010
80 %	240,000	12,267	9,200	21,467	21,053	42,520
85 %	255,000	14,567	6,900	21,467	22,563	44,030
90 %	270,000	16,867	4,600	21,467	24,073	45,540
95 %	285,000	19,167	2,300	21,467	25,583	47,050
100 %	300,000	21,467	0	21,467	27,947	49,413

相続税額比較グラフ



それでは次に次ページの表をご覧ください。同じく、相続税が最も安くなる配偶者の相続割合は 40% となっています。

ところで配偶者の相続割合が 55% 以上の 2 次相続の欄を見ますと、211 ページの計算結果と異なっています。

これはどういうことでしょうか？ 同じ相続財産で同じ相続割合なのに 2 次相続の相続税額が違っているのです。

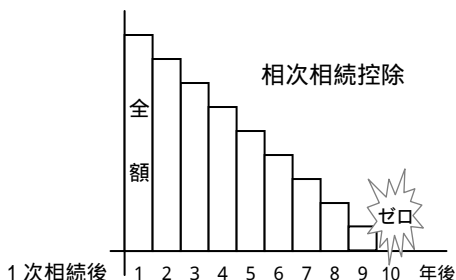
いずれかが間違っているのでしょうか？ そうではありません。いずれも正解です。これは計算の前提条件が違っているのが原因です。

211 ページは「2 次相続発生年次」を「1 次相続後 1 年以内」で計算したものです。

どういうことかと言いますと、ご主人が亡くなった後、10 年以内に奥さんも亡くなったという場合の相続税については特別控除があるということです。

これを「そうじそうぞくこうじょ相次相続控除」と言いますが、これは第 2 次相続の被相続人が、第 1 次相続時に課せられた税額の一部を第 2 次相続の相続人の税額から控除するというものです。

1 年以内であれば全額控除されますが、1 年を超過するごとに 10 分の 1 ずつ減額され、10 年を超えるとゼロになります。



次ページの 2 次相続の税額から 211 ページの 1 次相続の配偶者に係る税額を引くと 2 次相続の税額になることを確認してください。

このように相続税の計算上は早く亡くなったほうが有利なのです。



「そんな心配はしなくて結構ございます。私が生きているうちに全部使ってしまいますの。オホホホ・・・。」

「.....」

配偶者の相続割合別税額比較表

相続人.....配偶者、子供2人
 本人の財産.....300,000千円
 配偶者の財産.....無し
 2次相続発生年次.....1次相続後10年超

(単位：千円)

配偶者の相続分		相 続 税 額				
割合	相 続 財 産	1 次			2 次	合 計
		配 偶 者	子 供	合 計		
0%	0	0	46,000	46,000	0	46,000
5%	15,000	0	43,700	43,700	0	43,700
10%	30,000	0	41,400	41,400	0	41,400
15%	45,000	0	39,100	39,100	0	39,100
20%	60,000	0	36,800	36,800	0	36,800
25%	75,000	0	34,500	34,500	500	35,000
30%	90,000	0	32,200	32,200	2,000	34,200
35%	105,000	0	29,900	29,900	4,250	34,150
40%	120,000	0	27,600	27,600	6,500	34,100
45%	135,000	0	25,300	25,300	9,000	34,300
50%	150,000	0	23,000	23,000	12,000	35,000
55%	165,000	767	20,700	21,467	14,847	36,313
60%	180,000	3,067	18,400	21,467	18,080	39,547
65%	195,000	5,367	16,100	21,467	21,890	43,357
70%	210,000	7,667	13,800	21,467	25,700	47,167
75%	225,000	9,967	11,500	21,467	29,510	50,977
80%	240,000	12,267	9,200	21,467	33,320	54,787
85%	255,000	14,567	6,900	21,467	37,130	58,597
90%	270,000	16,867	4,600	21,467	40,940	62,407
95%	285,000	19,167	2,300	21,467	44,750	66,217
100%	300,000	21,467	0	21,467	49,413	70,880

